

**専決処分の承認について
(青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について)
(令和7年第2回青森市議会定例会提出予定案件)**

1 専決処分について

- 「令和7年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が、令和7年3月31日に成立、公布された。
- 今回の改正では、令和7年4月1日から施行される部分のうち緊急に改正が必要なものとして、軽自動車税種別割に係る規定を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日に専決処分により「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 専決処分による改正項目について

二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

〔施行期日：令和7年4月1日〕

- 総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw(50cc相当)以下に制御したバイク（新基準原付）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。

- 現行の50cc原付バイクは、令和7年11月から適用開始となる欧州規制と同等の排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

【参考】原付バイク（二輪の原動機付自転車）の税率区分

総排気量	最高出力	現行	改正案
125cc以下	4.0kw以下	—	2,000円/年
50cc以下	—	2,000円/年	2,000円/年
50cc超90cc以下	—	2,000円/年	2,000円/年
90cc超125cc以下	—	2,400円/年	2,400円/年